



# 公共調達における受注機会の増大に関する 地方公共団体の取組事例 (令和7年度調査)

令和8年1月14日  
内閣府男女共同参画局

# 公共調達を通じた女性の活躍推進

女性の職業生活における活躍の推進を図る観点から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等において、公共調達等における国等からの受注機会の増大の推進を図る取組の促進が、地方公共団体にも努力義務として求められている。

本資料は、こうした取組の更なる促進を図るため、地方公共団体における主な取組事例を取りまとめたもの。

## ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) (抄)

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

## ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(抄)

第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(1)女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等

ア 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定

イ 公共調達等を通じた女性の活躍推進

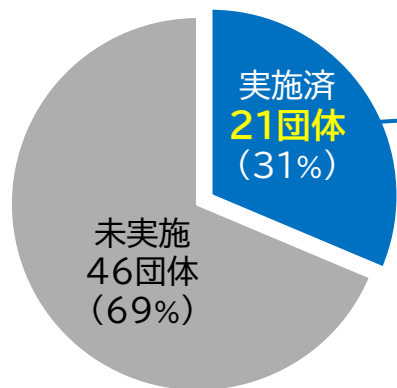
(略) なお、地方公共団体は、法第24条第2項の規定により、国の施策に準じた取組の実施が努力義務とされているところ、地方公共団体の公共調達等においても、認定一般事業主等の情報や、政府のデータベースに搭載された管内の企業の情報公表内容を活用しながら、国の機関等における加点評価に準じた取組や独自の基準に基づく取組等の積極的な実施を促進する。

# 取組み状況

令和7年度女性活躍推進法第24条に基づく公共調達における  
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価等の取組状況調べ

一般競争入札における総合評価落札方式や随意契約における企画競争方式で、ワーク・ライフ・バランス等推進企業等(以下、「WLB等推進企業等」)を加点評価する取組や、それに類する独自の取組を行っているか等の調査

## ● 都道府県及び政令指定都市における**国に準じた施策\*1**の実施状況(令和7年7月1日現在)



### 都道府県:

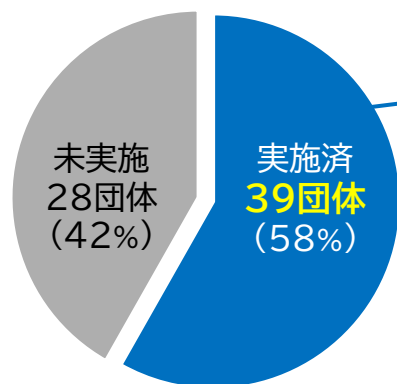
岩手県、秋田県、山形県、東京都、新潟県、岐阜県、愛知県、滋賀県、奈良県、香川県、高知県、大分県、鹿児島県(13団体)

### 政令指定都市:

仙台市、横浜市、新潟市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市(8市)

\*1総合評価落札方式又は企画競争方式において、女性活躍推進法に基づくプラチナえるぼし認定・えるぼし認定を受けた企業を加点評価する取組をいう。

## ● 都道府県及び政令指定都市における**WLBに関する評価項目の実施、それに類する独自の取組\*2**の実施状況(令和7年7月1日現在)



### 都道府県:

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、香川県、高知県、大分県、鹿児島県、沖縄県(23団体)

### 政令指定都市:

札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市(16市)

\*2総合評価落札方式又は企画競争方式において、WLBに関する評価項目(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール、女活法一般事業主行動計画(中小企業)、独自のWLB等の認定・表彰)を設け、認定を受けた企業に加点評価する取組をいう。



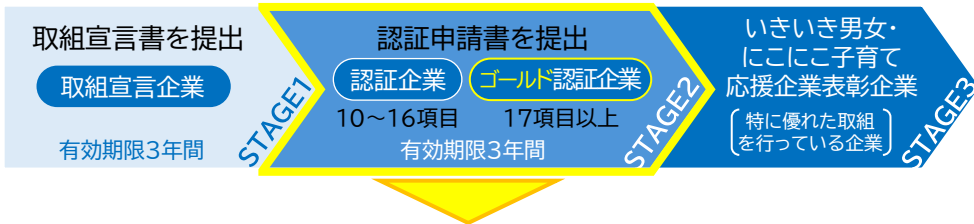
宮城県では、公共工事等において、県独自の認証を受けた事業者に対し、「入札参加登録審査」及び「総合評価落札方式」においての加点評価を行っています。

制度名	女性のチカラを活かす企業認証制度	
目的	働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への応援を目的とした制度	
開始年	平成20年	認証企業数 665社(令和7年10月1日時点)

制度の概要



女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援等のチェック項目が記載された「ポジティブ・アクション・シート」で自己点検をし、一定基準を満たした場合に知事が認証する制度。



【認証制度申請書】ポジティブ・アクション・シート主なチェック項目例 (20項目中10項目以上であれば、認証申請が可能)

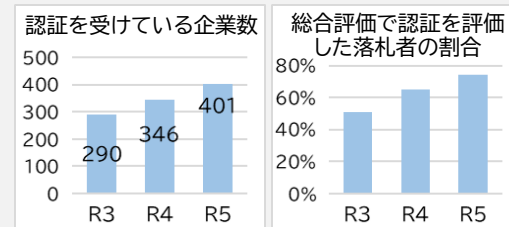
女性の登用について	過去3年間で、女性正社員の採用がありましたか
	女性正社員の平均勤続年数が10年以上ですか
	管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合が10%以上ですか
仕事と家庭の両立支援について	過去1年間で、育児休業制度若しくは介護休業制度の利用実績がありますか
	令和7年10月1日施行の育児・介護休業法に関し、法令の基準を満たしていますか
	介護休業について、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して(延べ)94日間以上の期間を対象としていますか

調達における認証企業への優遇措置

- ✓総合評価落札方式(建設工事・建設関連業務)において、価格以外の評価項目において入札者が当該認証を取得している場合、加点評価している。(実績重視型の場合、工事:1点/価格以外満点34点、業務:2点/価格以外満点52点)
- ✓入札参加登録(建設工事・建設関連業務)で加点される。(当該認証を取得している場合10点、当該認証に基づく知事表彰を受けている場合10点)

取組の実績・効果

- 入札参加登録業者数のうち当該認証を取得している業者数は建設工事396者、関連業務106者(令和7年10月1日現在)。
- 入札に必要な「ポジティブ・アクションの推進に係る確認書(入札参加登録加点資料)」の交付件数は、建設工事438件、建設関連業務234件(令和7年10月1日現在)。
- 入札参加登録をしている建設工事業者のうち、「女性のチカラを活かす企業」の認証件数、総合評価落札方式で「女性のチカラを活かす企業」認証を評価した落札者の割合とも年々、増加している。



今後の課題

- 取組の効果が現れているものの、今後の生産年齢人口の減少や高齢化の進展により、担い手不足が一層深刻化することが懸念される中、将来にわたり社会資本の安定的な整備・維持を図るためには、女性が働きやすい職場環境の整備や活躍・定着に積極的に取り組む企業への支援を継続していくことが重要である。



奈良県では、物品役務等に関する特定の総合評価落札方式および企画競争方式の審査基準において、「えるぼし」「くるみん」等、国の認証制度に加えて、県独自の認定を取得している企業に対し加点評価を行っています。

制度名	社員・シャイン職場づくり推進企業登録制度		
目的	育児・介護との両立や仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)など、柔軟かつ多様な働き方を推進し、良質な雇用環境の整備を促すこと		
開始年	平成19年度(2007年度)	認証企業数	260社(令和7年11月18日現在)

登録要件



労働関係法令を遵守し、働きやすい職場づくりに関する法令で義務づけられていない取組、又は法令の基準を超える取組を行っている場合に登録

- 労働関係法令の遵守(育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法、雇用機会均等法、他)

I からVIの取組内容のうち、いずれか一つ以上の取組をしている。

- I 仕事と家庭の両立を支援している(一例:くるみん認定を受けている)
- II 職場の健康づくりを推進している
- III 若者の雇用を推進している
- IV 人材育成を推進している
- V 女性の活躍を推進している(一例:えるぼし認定を受けている)
- VI その他の取組を推進している

調達における登録企業への優遇措置

清掃業務、警備業務及び給食調理業務などのいずれかを含む一定金額以上の調達にかかる総合評価一般競争入札その他公契約の相手方の選定において下記の優遇措置(評価)を行っている。

- 社員・シャイン職場づくり推進企業への登録 [2%]  
[ ]は価格点を含む全体100%のうちの配点率

取組の実績・効果

- 「社員・シャイン職場づくり推進企業」等への登録による加点評価を受けている事業者比率は増加傾向 (施行当初(H27-29平均):35.5%→直近(R4-6平均):54.3%)
- 当該制度及び公契約条例双方で連携し、事業者の取組を推進・評価することで「労働環境の整備」をさらに推進することが可能

今後の課題

- 公共調達の観点から、当該制度への登録数の増加を目標として優遇措置を講じているわけではないため、加点評価の利用状況について特段の課題は認められない。



神戸市では、公共工事の総合評価落札方式における審査基準の評価項目として、「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」等の認証を取得している企業に対し、加点評価を行っています。

評価項目および配点表(標準型の一部抜粋)

分類	主な評価項目	加算点
技術提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的なコストの縮減に関する項目</li> <li>● 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目</li> <li>● 社会的要請への対応に関する項目</li> </ul>	20
企業の施工能力等	2. 企業の実績等 <ul style="list-style-type: none"> <li>● SAS(建設工事事故データベースシステム事故)の有無</li> <li>● 品質・環境への取組</li> <li>● 同種工事の実績(神戸市)</li> <li>● 工事成績評価60点未満の有無 等</li> </ul>	32
	3. 配置予定技術者の能力 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術者の実績</li> <li>● 神戸市優良工事認定の実績</li> <li>● 専門分野の資格 等</li> </ul>	
	4. 地域貢献等 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内企業比率又は地元下請率の達成確約</li> <li>● 災害協定の締結</li> <li>● <b>社会貢献の取組</b> 等</li> </ul>	

社会貢献の取組の内容

合計最大52点のうち、男女共同参画の取組について最大0.5点加算

「社会貢献の取組」の評価項目(最大3つまで評価)		加算点
①障がい者の雇用		0.5
②協力雇用主		0.5
③男女共同参画の取組	ひょうご・こうべ女性活躍推進企業認定制度(ミモザ企業)	0.5
	次世代法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	
	若者雇用促進法における「ユースエール」認定	
	女性活躍推進法における「えるぼし・プラチナえるぼし」認定	
	次世代法における「くるみん」認定	
④消防団協力事業所認定		0.5
⑤CCUS(建設キャリアアップシステム)の導入		0.5

取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「男女共同参画の取組」を実施している企業が落札する場合は多々あるが、「男女共同参画の取組」の加点が加算点合計に占める割合は小さいため、落札への影響も小さい。</li> <li>● 「男女共同参画の取組」のうち、実際に企業が実施している取組のほとんどは「次世代法に基づく「一般事業主行動計画」の策定」となっている。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状特になし。</li> </ul>

ご参考： ひょうご・こうべ女性活躍推進企業認定制度(ミモザ企業)



兵庫県内企業の女性活躍を促進するために、兵庫県と神戸市が共同で令和4年度に創設。女性活躍や多様な働き方等に積極的に取り組む企業を認定しています。認定企業には入札参加資格における加点などメリットがあります。

# 内閣府男女共同参画局のホームページに調査結果を公表しています

## 地方公共団体(都道府県・政令指定都市)における ワーク・ライフ・バランス推進施策一覧

掲載URL:  
https://www.cao.go.jp/wlb/local/chihou\_wlb.html

## 各府省等における公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を 評価する取組について

掲載URL:  
https://www.gender.go.jp/policy/positive\_act/country/torikumi.html

「仕事と生活の調和」推進サイト  
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

仕事と生活の調和とは 取組 関連情報 調査研究等

検索

令和7年度 地方公共団体(都道府県・政令指定都市)におけるワーク・ライフ・バランス推進施策一覧

「憲章」では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のために各関係者が果たす役割について示しており、地方公共団体については「仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る」とされています。

女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を加速するため、国では、女性活躍推進法第24条及び「取組指針」等に基づき、平成28年度から、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)で、えるぼし認定、くるみん、プラチナくるみん認定、ユースマイル認定を取得した企業や、女性活躍推進法および次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業を「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」として、加点評価する取組を実施しています。同法において、地方公共団体では、国の施策に準じた取組を行うことが努力義務となっていることから、都道府県及び政令指定都市における国に準じた取組や、独自のワーク・ライフ・バランスに関する評価の取組状況(令和7年7月1日時点)の調査を実施しました。

とりまとめ結果は以下のとおりです。

都道府県・政令指定都市のワーク・ライフ・バランスに関する評価の取組状況(令和7年7月1日現在)(PDF形式:393KB)

このページの先頭へ

アクセシビリティ サイトマップ プライバシーポリシー アクセス

「仕事と生活の調和」推進サイト  
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話番号 03-5253-2111 (代表)

内閣府  
令和7年3月26日  
内閣府男女共同参画局

公共調達における受注機会の増大に関する取組状況の  
フォローアップ結果について(令和7年7月1日現在)

国の機関及び独立行政法人等<sup>1)</sup>は、女性活躍推進法<sup>2)</sup>価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式又はラチナえるぼし認定・えるぼし認定等を取付した企業<sup>3)</sup>ランス等推進企業」という。)を加点評価する取組(以下で「取組」という。)を実施しているところ、令和5年度の実施状況等を次のとおり公表した。地方公共団体においても、女性活躍推進法第24条に基づき、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式)に必要な施策を実施するよう努めるものとされていること、及び地方公共団体における実施状況を併せて公表している。

【フォローアップ結果のポイント】

① 公共調達(公共工事等<sup>4)</sup>及び物品役務等<sup>5)</sup>に  
関する取組(令和5年度)

- ・国の機関 2兆4,437億円・取組可能調達の<sup>6)</sup>50.7%(令和4年度:1兆6,443億円・取組可能調達の<sup>6)</sup>33.7%)
- ・独立行政法人等 1兆3,931億円・取組可能調達の<sup>6)</sup>98.0%(令和4年度:1兆3,838億円・取組可能調達の<sup>6)</sup>99.5%)

② すべての取組可能調達で取組を実施した機関

- ・国の機関 取組可能調達の該当のあった29機関
- ・独立行政法人等 取組可能調達の該当のあった17機関

1 国の機関及び独立行政法人等の取組実績  
(1) 国の機関(機関別の状況は別紙1を参照)

	令和5年度 取組可能調達の規模		うち加点評価を 実施した調達の規模		(参考)令和4年度 加点評価を実施した 調達の規模		(参考)令和3年度 加点評価を実施した 調達の規模	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
全体	4兆7,471億円 (51.5%)	32,997件	2兆4,437億円 (41.3%)	13,624件	1兆6,443億円 (39.4%)	1兆4,946億円 (37.3%)	1兆4,946億円 (37.3%)	1兆4,946億円 (37.3%)
公共工事等	3兆4,361億円 (33.7%)	23,648件	1兆1,592億円 (18.6%)	4,408件	7,320億円 (21.8%)	6,204億円 (20.0%)	6,204億円 (20.0%)	6,204億円 (20.0%)
物品役務等	1兆3,110億円 (98.6%)	9,349件	1兆2,845億円 (98.6%)	9,216件	9,123億円 (97.9%)	8,742億円 (97.7%)	8,742億円 (97.7%)	8,742億円 (97.7%)

(2) 独立行政法人等(法人別の状況は別紙2を参照)

	令和5年度 取組可能調達の規模		うち加点評価を 実施した調達の規模		(参考)令和4年度 加点評価を実施した 調達の規模		(参考)令和3年度 加点評価を実施した 調達の規模	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
全体	1兆4,756億円 (98.4%)	9,225件	1兆3,931億円 (87.8%)	8,103件	1兆3,838億円 (95.2%)	1兆5,018億円 (94.8%)	1兆5,018億円 (94.8%)	1兆5,018億円 (94.8%)

2 都道府県及び政令指定都市における国に準じた施策<sup>7)</sup>の実施状況(令和6年7月1日現在)

①実施済:19団体

- ・都道府県:岩手県、秋田県、新潟県、新潟県、岐阜県、愛知県、奈良県、香川県、高知県、熊本県、大分県、鹿児島県(12団体)
- ・政令指定都市:横浜府、新潟市、大坂市、堺市、神戸市、広島市、北九州市(7団体)

②実施予定、検討中及び今後検討予定:4団体

- ・都道府県:山形県、京都府(2団体)
- ・政令指定都市:仙台市、川崎市(2市)

3 国の機関及び独立行政法人等の加点評価に関する方針等の策定状況(令和6年8月1日現在)  
(機関別、法人別の状況は別紙3、4を参照)

	加点評価に関する方針を 定めている数と割合		加点評価に関する方針において標準的な 加点割合等を定めている数と割合	
	数	割合	数	割合
国の機関	29機関中23機関	(79.3%)	23機関	(100%)
独立行政法人等	179法人中153法人	(85.5%)	137法人	(89.5%)

地方公共団体におかれましても、  
女性の職業生活における活躍の推進等に  
積極的に取り組む企業の公共調達における受注機会の増大のため、  
加点評価等のインセンティブ付与の導入について  
積極的な検討をお願いします。